

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立福島中央高等学校
〒960-8141 福島市渡利字七社宮17
電話 024-523-4740

1 募集定員

(1) 特色選抜

課程	大学科	定員	募集定員枠
定時制	普通	40名	定員の5%程度

(2) 一般選抜

課程	大学科	定員
定時制	普通	40名（特色選抜合格者数を含む）

2 出願資格

出願資格については、次の（1）又は（2）のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、（1）又は（2）に加えて（3）の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 特色選抜への出願者については、本校が示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島中央高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号・宛名明記、簡易書留用404円切手貼付）を同封の上、令和3年2月9日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（過年度卒業生の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。）
- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
ただし、年齢20歳以上の者（平成13年4月1日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書(令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの)
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙(受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (3) 入学願書には、入学検定料として950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。
郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

すでに交付を受けた受験票は返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

11 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

○志願してほしい生徒像

社会性・協調性を持っており、かつ、働きながら学ぶ強い意志のある者

① 学力検査

国語・数学・外国語（英語）の3教科を実施し、150点満点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由（働きながら学ぶことについての考え、学習への興味・関心、将来の抱負、長所・特技・資格等）について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。就労や学業との両立についての考えなど、働きながら学ぶ意欲等をみる。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

作文を実施する。あるテーマについて 600 字程度で自分の意見等をまとめる作文とし、100 点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、440 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料として選抜を行う。

① 学力検査

国語・数学・外国語（英語）の3教科を実施し、150点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜にも出願している志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

12 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 学力検査・特色検査（作文）

- ① 日時 令和3年3月3日(水) 午前9時～午後1時50分
(受付：午前8時～午前8時30分、本校職員玄関)

② 日程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	13:50
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	特色検査 (作文)	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(40分)	

(2) 特色面接・一般面接

- 日時 令和3年3月4日(木) 午前9時～
(受付：午前8時～午前8時30分、本校職員玄関)

(3) 会場 福島県立福島中央高等学校

- (4) 持参する物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

※3月3日(水)の昼食は特色選抜志願者のみ準備する。3月4日(木)の昼食は面接時間が午後になる志願者のみ準備する。

13 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。)を指すものとする。

追検査の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

※ ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、県教育委員会の通知の定めるところによる。

(1) 追検査等の日時・日程

① 日時 令和3年3月10日(水) 午前9時～
(受付：午前8時～午前8時30分、本校職員玄関)

② 日程
追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Eの5パターンで実施する。
なお、実際の志願者数によっては、終了時間が変更になる場合がある。

A 3月3日(水)に欠席した一般選抜志願者

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	

B 3月3日(水)に欠席した特色選抜志願者(一般選抜との併願者を含む。)

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:30
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	特色検査 (作文)	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(40分)	

C 3月4日(木)に欠席した一般選抜志願者、特色選抜志願者(一般選抜との併願者を含む。)

8:30	9:00	10:00
点呼・諸連絡	一般面接 特色面接	
	(60分)	

D 3月3日(水)、4日(木)に欠席した一般選抜志願者

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:50
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	一般面接	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(60分)	

E 3月3日(水)、4日(木)に欠席した特色選抜志願者(一般選抜との併願者を含む。)

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:30	13:45	14:45
点呼・諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	特色検査 (作文)	休	特色面接	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(40分)	(15分)	(60分)	

- (2) 会 場 福島県立福島中央高等学校
- (3) 持参する物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食（上記B、D、Eに該当する志願者のみ持参する。）、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (4) 追検査等受験の手続き
インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。
新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、県教育委員会の通知の定めるところによる。
なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。
- (5) 定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (6) その他
学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

14 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月)正午以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
合格者は受付に受験票を提出すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

16 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 以上のほかは、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。